

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において議院運営委員会に付託された法案は、衆議院議院運営委員会提出の2件であり、いずれも成立した。また、本委員会付託の請願は1種類62件であり、保留となった。

〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の改定等を行おうとするものである。

本法律案は10月25日に本委員会に付託され、10月28日に全会一致をもって可決された。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、国民年金法等の一部改正に伴い、普通退職年金の若年停止の年齢の引上げ、互助年金に係る納付金の引上げ、平成6年12月1日以後に退職する国会議員等の互助年金の計算の基礎となる歳費年額の引上げ、昭和50年3月31日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の改定等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、10月27日に本委員会に付託され、11月2日に賛成多数で可決された。

(2) 委員会経過

○平成6年9月29日（木）（図書館運営小委員会第130回国会閉会後第1回）

平成7年度国立国会図書館予算概算要求に関する件について協議を行った。

○平成6年9月30日（金）（第1回）

内閣委員長、法務委員長、外務委員長、大蔵委員長、文教委員長、厚生委員長、農林水産委員長、商工委員長、運輸委員長、通信委員長、労働委員長、予算委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、政治改革に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会及び中小企業対策特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	5人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人
新党・護憲リベラル	1人

計20人

環境特別委員会

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

災害対策特別委員会

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

政治改革に関する特別委員会

自由民主党	13人
日本社会党・護憲民主連合	10人
新緑風会	5人

公明党・国民会議	3人
日本共産党	2人
二院クラブ	1人
新党・護憲リベラル	1人

計35人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	7人
日本社会党・護憲民主連合	5人
新緑風会	4人
公明党・国民会議	2人
二院クラブ	1人
新党・護憲リベラル	1人

計20人

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

自由民主党	10人
日本社会党・護憲民主連合	7人
新緑風会	4人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人
二院クラブ	1人

計25人

中小企業対策特別委員会

自由民主党	8人
日本社会党・護憲民主連合	6人
新緑風会	3人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計20人

理事の補欠選任を行った。

次の構成により庶務関係小委員会、図書館運営小委員会及び国会等移転小

委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

議院運営委員会庶務関係小委員会

自由民主党	6人
日本社会党・護憲民主連合	4人
新緑風会	2人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計15人

議院運営委員会図書館運営小委員会

自由民主党	6人
日本社会党・護憲民主連合	4人
新緑風会	2人
公明党・国民会議	2人
日本共産党	1人

計15人

議院運営委員会国会等移転小委員会

自由民主党	3人
日本社会党・護憲民主連合	3人
新緑風会	1人
公明党・国民会議	1人
日本共産党	1人

計9人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。
会期を65日間とすることに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年10月4日（火）（第2回）

決算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年10月6日（木）（第3回）

本会議における内閣総理大臣の演説及び外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・日取り 10月6日及び7日
- ・時 間 自由民主党 40分
日本社会党・護憲民主連合 30分
新緑風会 40分
公明党・国民会議 30分
日本共産党 15分
- ・人 数 各派1人
- ・順 序 1 新緑風会 2 自由民主党
3 日本社会党・護憲民主連合 4 公明党・国民会議
5 日本共産党

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年10月7日（金）（第4回）

次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・国家公安委員会委員の任命同意に関する件
- ・電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・中央労働委員会委員の任命同意に関する件

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、検察官適格審査会委員予備委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選任について決定した。

国土審議会特別委員及び社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

.....

○平成6年10月25日（火）（庶務関係小委員会第1回）

次の件について協議決定した。

- ・国会議員互助年金法の一部改正に関する件

・国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正に関する件

○平成6年10月28日（金）（第5回）

理事の補欠選任を行った。

国民年金法等の一部を改正する法律案、

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案、

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案、

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間 新緑風会 15分

公明党・国民会議 10分

日本共産党 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

（衆第3号）（衆議院提出）

を可決した。

（衆第3号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年11月2日（水）（第6回）

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第4号）（衆議院提出）

を可決した。

（衆第4号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年11月11日（金）（第7回）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、

地方税法等の一部を改正する法律案

について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことを決定した。

- | | | |
|------|--------------|-----|
| ・時 間 | 日本社会党・護憲民主連合 | 10分 |
| | 新緑風会 | 20分 |
| | 公明党・国民会議 | 15分 |
| | 日本共産党 | 10分 |
| ・人 数 | 各派1人 | |
| ・順 序 | 大会派順 | |

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年11月21日（月）（第8回）

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

- | | |
|--------------|-----|
| 自由民主党 | 15人 |
| 日本社会党・護憲民主連合 | 11人 |
| 新緑風会 | 6人 |
| 公明党・国民会議 | 4人 |
| 日本共産党 | 2人 |
| 二院クラブ | 1人 |
| 新党・護憲リベラル | 1人 |

計40人

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、
繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、
農産物価格安定法の一部を改正する法律案、
特許法等の一部を改正する法律案、
関税定率法等の一部を改正する法律案、
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間	自由民主党	10分
	日本社会党・護憲民主連合	10分
	新緑風会	15分
	公明党・国民会議	10分
	日本共産党	10分

・人 数 各派 1 人

・順 序 大会派順

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 11 月 25 日（金）（第 9 回）

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 6 年 11 月 25 日（金）（図書館運営小委員会第 1 回）

国立国会図書館の運営等について協議を行った。

○平成 6 年 12 月 2 日（金）（第 10 回）

次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

- ・検査官の任命同意に関する件
- ・原子力委員会委員の任命同意に関する件
- ・公正取引委員会委員の任命同意に関する件

- ・ 公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- ・ 公安審査委員会委員の任命同意に関する件
- ・ 社会保険審査会委員の任命同意に関する件
- ・ 中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
- ・ 運輸審議会委員の任命同意に関する件
- ・ 電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- ・ 地方財政審議会委員の任命同意に関する件

平成4年度決算の概要についての大蔵大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

- ・ 時 間 日本社会党・護憲民主連合 10分
新緑風会 10分
- ・ 人 数 各派1人
- ・ 順 序 大会派順

会期を12月9日まで6日間延長することに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年12月8日（木）（第11回）

世界貿易機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に関する決議案（上杉光弘君外6名発議）

の委員会の審査を省略することに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成6年12月9日（金）（第12回）

行政改革委員会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聞いた後、同意を与えることに決定した。

議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

閉会中における本委員会所管事項の取扱いについては、その処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについては、その処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
3	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (6.10.25)	6.10.25	6.10.25	6.10.25 (予)	6.10.28 可決	6.10.28 可決			6.10.25 可決	
4	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (10.27)	10.27	10.27	10.27 (予)	11.2 可決	11.2 可決			10.27 可決	

(4) 成立議案の要旨

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額改定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 別表第1及び別表第2の全給料月額を引き上げる。
2. 本法律は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第4号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1. 普通退職年金の支給開始年齢を法施行後の新議員より65歳（現行60歳）に引き上げる。
2. 納付金率を歳費月額の100分の10（現行100分の9.9）に引き上げる。
3. 期末手当から納付金を徴収することとし、その額は期末手当の額の1,000分の5とする。
4. 納付金及び互助年金の計算の基礎となる歳費月額を103万円（現行98万9,000円）に引き上げる。
5. 昭和50年3月31日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、その計算の基礎となる歳費月額を68万円（現行66万円）に引き上げる。
6. 本法律は、原則として平成6年12月1日から施行する。
7. 本法律の施行に関し所要の経過措置を講ずる。